

「感染制御専門薬剤師の理念と目的」

《 理 念 》

感染制御専門薬剤師は、感染制御に関する高度な知識、技術、実践能力により、感染制御を通じて患者が安心・安全で適切な治療を受けるために必要な環境の提供に貢献するとともに、感染症治療に関わる薬物療法の適切かつ安全な遂行に寄与することを目的とする。

《 感染制御専門薬剤師の定義 》

1. 感染制御に必要な消毒薬、微生物、耐性菌等に関する基礎知識を十分理解していること
2. 感染症疾患の病態と患者特性を十分理解していること
3. 感染症治療等に使用される医薬品の薬理作用、体内動態等を十分理解していること
4. エビデンスに基づいた感染対策を十分理解していること
5. 施設内の感染制御に関わる評価に必要な情報評価ができ、医療関係者への情報提供ができること
6. 抗菌薬及び消毒薬の適正使用の推進を図るため患者個々の症状や状況に合った薬物療法や感染対策を医師などの他職種に提案できること
7. 適切な薬物療法に関する知識と多くの臨床経験を持ち、患者の感染症治療等を支援し、薬学的管理ができること
8. 感染制御に関する情報等を地域その他施設とも共有し、ネットワーク化できること

9. 院内感染対策チーム等の一員として、院内感染防止対策に貢献していること
10. 感染制御領域に関する研究能力を有すること
11. 感染症法等の関連法規を十分理解していること

以上の項目を満たす薬剤師を感染制御専門薬剤師とする。